

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画（第三次）

当社は、従業員が仕事や家庭生活（育児）を両立させることができる環境をつくることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにし、さらに女性従業員が妊娠や出産をしても安心して働ける環境をつくるため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間

### 2. 内容

目標1：産前産後休業、育児休業、勤務時間の短縮、育児休業給付などの制度を啓蒙し、促進する。

<対策>

- 平成31年4月～
- ① 紹介資料を作成し、定期的に社員に案内する。
  - ② 年1回意識調査（アンケート）を行い浸透度合を確認する。

目標2：ワークライフバランスの検討を深め、男女社員が安心して子育てできる環境を整備する。

<対策>

- 平成31年4月～
- ① 時間短縮勤務制度の見直しと啓蒙、促進
  - ② 看護休業の啓蒙、促進
  - ③ ノー残業デーおよび残業時間管理、有休取得の目標設定と推進
  - ④ テレワーク制度の啓蒙、促進
- 平成33年3月
- ① くるみん認定の検討

以上